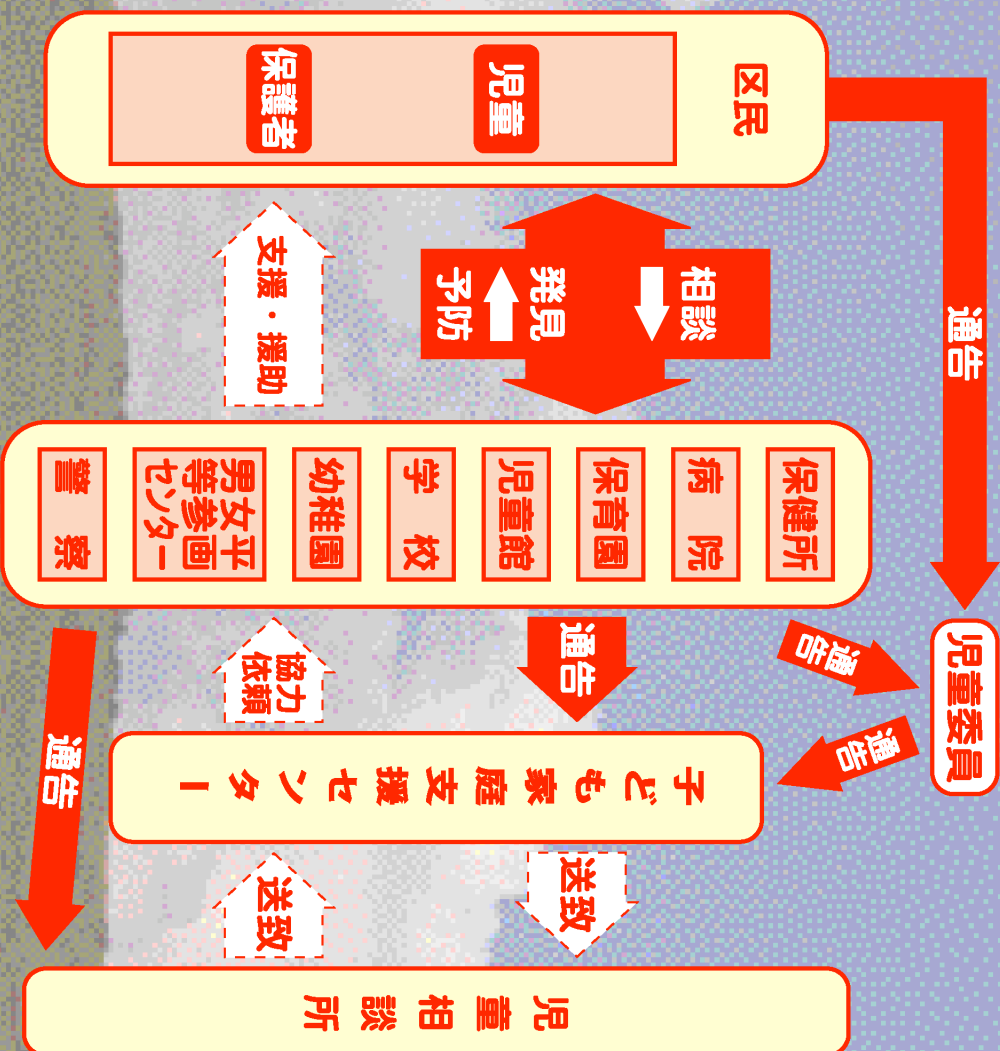


子どもを守るネットワーク



子どもへの虐待が増え続けています

しつけと称して繰り返される虐待で、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。都内の児童相談所で受けた虐待の相談・通報の件数も増加の一途をたどり、5年前の4.5倍となっています。

虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、子どもの心身に大変深刻な影響を及ぼします。子どもの人権を守り、虐待を防止していくために、私たちはこの問題への理解をさらに深め、さまざまな機関の連携を強化していかなければなりません。

児童虐待の防止等に関する法律

平成12年5月「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、11月20日施行されました。児童虐待は児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、早期に発見し対応することが重要です。

第9条（児童虐待に係る通告）児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかにこれを児童福祉法第25条の規定により通告しなければならない。

子どもへの虐待とは

親または親にかわる養育者によって子どもに加えられた行為で、次のように分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

身体的虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力
- タバコの火などを押しつける
- 逆さ吊りにする
- 戸外に長時間しめだすなど

性的虐待

- 性的いたすら
- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- ホルノグラフィの被写体などを子どもに強要するなど

心理的虐待

- 無視、拒否的な態度
- 罵声を浴びせる
- 言葉によるおどかし、脅迫
- さよふだい間での極端な差別扱いなど

ネグレクト（教育の放棄または怠慢）

- 適切な衣食住の世話をせず放置する
- 病気なのに医師にみせない
- 乳幼児を家に残したまま度々外出する
- 乳幼児を車の中に放置する
- 家に関してこめる（学校等に登校させない）など

